

「移動権の保障」についてパブリックコメントでいただいたご意見

(移動権の保障についての分類)

| | |
|-------------------------|----|
| 移動権の保障に賛成 | 25 |
| 移動権の保障の趣旨に反対 | 3 |
| 移動権の保障については見直すべき | 22 |
| 移動権の保障の規定について十分な議論を行うべき | 29 |

2. 個別意見

上記項目ごとに代表的な意見を列記すると以下のとおりになります。

(移動権の保障について)

移動権の保障に賛成

・移動権の保障には賛成です。現在、マイカーで移動している人にとっても何れは自ら移動困難な状態になるのですから、将来に向けて安心して暮らせる方向性を打ち出すことには大賛成です。

・「移動権」の保障およびこれにあたって公共交通機関の活用を推進する法案の趣旨に大いに賛同いたします。

・障害者の背中押してくれた新しい公共概念「移動権」！交通基本法関連の広報活動を強めて、論議を喚起してください。

だれもが自由に移動できる『移動権』を明確に謳いこんだ交通基本法が早期に成立されることを望みます。この立法案がより多くの人々に周知されてよりよい交通政策とはなにか、新聞やテレビなどメディアでもいっそう論議が活発になされるように切望しています。さらに、移動権という新しい公共概念が公教育の場へも広がることで、民主主義教育の啓発をも切に願っています。

移動権の保障の趣旨に反対

・「移動の自由を保障すること」というのがもし、全国津々浦々、すべて同様にするということであるとすると、都市部に人口を集中し、効率よくインフラ整備等を進める都市計画等の理念や、地域の特色を活かし、切磋琢磨しながら活性化を図ろうとする経済活動を根本から覆すものになると思います。したがって、格差は当然生じ、受容するべきものとしたうえで、継続して、移動の質・環境の改善について、全体の底上げを図る必要があると思います。

・移動権を「権利」をして制定した場合、それを保障する裏付け(財源の裏付けのある施策。事業)が必要ですが、実現可能なのでしょうか。憲法第 25 条の生存権を延長として「居住権」があり、利便性の高い都市部へ住むか自然豊かな地方へ済むかが個人の自由な判断によるものというのが近代日本の考え方です。「移動権」も「居住権」と同じ概念である場合、「個人が個人の考え方で地方(山間地)に居住している場合でも、国は『移動の権利』を守る責務を有する」と解することができますが、移動権を補償するだけの財政力がわが国に存在するかは疑問です。

移動権の保障については見直すべき

・法制定の原点を「移動権」としていますが、「権利」とまで位置づけると「保障義務」が生じるのではないのでしょうか。

・憲法の 25 条を引用するような感じですが、「移動権の保障」を明記すると家の軒先まで、「公共交通を整備せよ。」との要求とならないよう心配です。移動権の内容が明確にされてからの方がよいと思います。

・現代の移動権が、公共交通サービスの提供のみならず、私的交通の利用環境の確保を同時に行うことで保障される、という点に留意した記述が必要ではないかと考えられる。

・そもそも「交通基本法」の立法の趣旨が明確ではありません。鉄道事業法やバリアフリー法、地域交通活性化法など既存の事業法制ではなく、「移動権の保障」を明記した「交通基本法」でなければ保護されない法益について、未だ明確ではないと考えております。「移動権」の具体的な内容や「移動権の保障」を規定する必要性などについて、明らかにしていたきたいと考えております。

・「移動権」は「交通権」にすべきです。物流も含むことを明確にしたり、交流に伴う文化醸成・地域活性化をも考慮するためには、単なる「移動」に限定した概念では不十分です。

・移動権ならば、すべての人が自由に外出できる環境づくりが必要です。福祉有償、過疎有償などすべての地域資源の活用の明記が必要では。

移動権の保障の規定について十分な議論を行うべき

・「移動権」について関係主体毎の責任を明確にすべき。その責任に対応した制度にすべき。「住民、自治体、交通企業など地域の関係者が望ましい姿を共有し、その実現に向けた持続可能な方策を構築することが基本」、「地域の人々がその交通計画に責任を持ち」、と書かれていますが、地域の関係者別にどのような責任を持つべきなのか、明確にされていません。

自治体は、地域の行政主体として、交通不便地域における交通弱者の足を確保する「移動権」について、その保障に中心的な責任を果たすことを住民から求められます。自治体の責任を明確にしたうえで、その責任に対応した取り組みが可能となるよう権限及び財源等を措置すべきです。

・交通基本法で保障する「移動権」とはどのようなものなのか？また、最低限度の生活のために保障される「移動権」とはどのようなものなのか？という基本的なところが一向に見えてこない。説明を避けているようにも思えるし、議論を避けているようにも見える。基本法なのだから、道路交通法のような考え方ではなく、もっと基本的な人権としての移動をどのように捉えるのかという大きな視点を持ち、議論をして欲しい。

・高齢化社会を迎える日本の現状を踏まえた状況においては、「移動権の保障」は極めて重要な理念であるとの認識はありますが、大都市圏と地方都市圏あるいは過疎地域や離島等その地域の実情に応じた交通整備に配慮すべきであり、「移動権の保障」を掲げる上では、移動に対する経済的重要度、コスト、リスク等を反映する必要があると存じます。従いまして、交通基本法の施行に関する規程の整備に向け十分に議論を行って頂くことを望みます。